

6

保育所、認定こども園(2・3号)入所の指数表

申込が多く全員が入所できない場合、入所運用基準に基づき、その家庭を指数化し優先度の高い児童から入園になります。なお、そのときに漏れた方は、第2希望以降で調整します。

大分類	中分類	小分類		指数	
保育必要理由	外勤・自営業・ 農業・内職	1ヶ月 あたりの 労働時間	170時間以上	10	
			140時間以上170時間未満	9	
			120時間以上140時間未満	8	
			100時間以上120時間未満	7	
			80時間以上100時間未満	6	
			64時間以上 80時間未満	5	
			48時間以上 64時間未満	4	
	母親の妊娠・出産			7	
	疾病・障害	入院または 重度の障害	おおむね1ヶ月以上の入院または 重度の障害(身障手帳1・2級)		10
			在宅療養 または 軽度の障害	常時臥床 おおむね1ヶ月	8
		精神・結核 6ヶ月以上の要加療安静		7	
		一般療養 1ヶ月以上の要加療安静		6	
		介護・看護	看護	入院の付き添い(おおむね1ヶ月以上)	8
	重度障害者(1・2級)			8	
	介護		寝たきりの者	8	
		その他の者の看護・介護		6	
災害復旧	火災・風水害の復旧にあたる場合		10		
求職活動			3		
就学			就労にならう		
虐待・DV			10		
優先利用事由	ひとり親家庭			12	
	虐待・DVの相談			5	
	生活保護世帯			10	
	生活中心者の失業			7	
	障害児	身体に障害を持つ児童		5	
	兄弟同時利用・一号在園児			2	
	小規模保育等卒園児			10	
	町内認可保育施設での勤務	1ヶ月の 勤務時間	120時間以上	12	
48時間以上120時間未満			8		
調整事項	同居(祖父母)の無職	65～69歳		-1	
	同居(祖父母)の無職	65歳未満		-2	
	内職			-1	
	利用者負担額の滞納	正当な理由なく、利用者負担額を滞納している場合 (卒園児、退園児を含む)		-8	

※「保育必要理由」「優先理由事由」「調整事項」の合計点数が同点の場合、下記により優先順を総合的に判断

事項	適用
就労状況等	就労中の世帯は、就労予定者のいる世帯より優先される
	単身赴任の場合(町内に単身赴任者の住民票がない場合、かつ、就労証明者等で勤務地の確認ができる場合)
ひとり親世帯	ひとり親世帯、又はこれに準ずる世帯(父母が別居中かつ離婚調停中)で町内に祖父母がいない場合
祖父母等の状況	保育可能な親族(祖父母等)がいない世帯は、親族(祖父母等)のいる世帯より優先される
その他	送迎の手段が徒歩、又は自転車等(自動車以外)に限られる世帯は、その他の世帯より優先される
	年長児や第3子等、その他の保育の必要性に関する調整が適当である場合